

2020年7月17日

各位

オリックス・クレジット株式会社

オリックス・フラット 35 に電子契約サービスを導入

～住宅ローン契約を電子化、サイン・ハンコ・印紙代も不要に～

オリックス・クレジット株式会社（本社：東京都立川市、社長：山科 裕子）は、このたび、「オリックス・フラット 35」をはじめとした住宅ローン※1契約において電子契約サービス※2を導入しますのでお知らせします。

電子契約サービスの導入により、パソコンやスマートフォンなどからインターネット上でのご契約手続きが可能になります。また、課税対象となる契約書面の電子化により、印紙税のお支払いが不要※3となります。

オリックス・クレジットは、これまでも AI-OCR や RPA の導入など、電子化による業務効率化に取り組んできました。今後も、最新技術を取り入れながら、お客さまにさらなる付加価値を提供するよう努めてまいります。

※1 対象となる住宅ローン：オリックス・フラット 35、オリックス・フラット 35S、オリックス・フラット 35ONE、オリックス・フラット 35 つなぎローン。

※2 日鉄ソリューションズ株式会社の電子契約サービス「FINCHUB@absonne（フィンチューブアットアブソンヌ）」を採用。

※3 別途、電子契約サービス利用料が必要になります。

以上

<本サービスに関するお問い合わせ先>

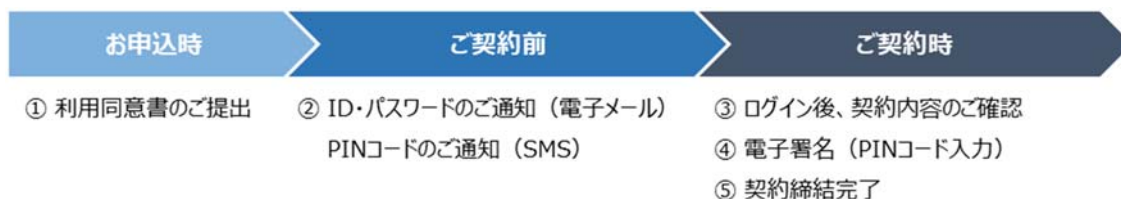
オリックス・クレジット株式会社 モーゲージバンク事業部

TEL：0120-2662-35

<報道関係者からのお問い合わせ先>

オリックス株式会社 グループ広報・渉外部 高橋・船山 TEL：03-3435-3167

■ 「電子契約サービス」ご利用の流れ



- ① 住宅ローン申込時に、「電子契約サービス利用に関する同意書」をご提出いただきます。
- ② 審査終了後、ご登録のメールアドレスにログイン時に必要となる「ユーザーID・パスワード」を、ご登録の携帯番号に「電子署名用 PIN コード」を SMS で通知します。
- ③ 電子契約システムにログインし、各契約書の内容をご確認いただきます。
- ④ 内容のご確認が終わりましたら、「電子署名用 PIN コード」をご入力いただきます。
- ⑤ 契約の締結が完了します。

■ ご利用に際しての注意事項

- ・ 契約当事者（債務者、連帯債務者、担保提供者）全員に電子契約サービスをご利用いただく必要がございます。
- ・ 一部の書面（抵当権設定関係書類、口座振替依頼書など）は、電子契約サービスを利用できず、書面への署名・捺印が必要となります。
- ・ 従来通り、書面での契約も可能です。その場合、収入印紙代はこれまでと同様にお客さまにご負担いただきます。